

# IUCNからの勧告等への対応方針について（素案）

資料1－2

※対応事項については原則は現在の行動計画の実施に加え、重点的に行っていくべき事項を整理した。

※短期＝推薦まで、中期＝1～2年、長期＝3年～10年を想定して記載。

※主担当については、役割分担の重みに関係なく、全項目において、国→県→市町村の順で記載した。

勧告	評価書の関連する記載	地域	対応事項（案）	短・中・長期別	主担当
2a 推薦資産の構成について、 <b>クライテリア(x)</b> により焦点を当てることを検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>完全性を修正すれば、クライテリアxは要件を満たす可能性がある。</li> <li>非連続的な構成やいくつかの小規模な構成要素には、生態学的な持続可能性に重大な懸念があり、クライテリアixの完全性の要件を満たさない。</li> </ul>	4 地域	科学委員会において該当するクライテリアについて再度検討を行い、その結果を踏まえ、推薦書を修正する。	短期	環境省
2a 構成要素の選定や接続性、種の長期的保護の可能性等について再検討（ <b>推薦区域の修正</b> ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>生物多様性の観点から、推薦資産及び緩衝地帯の境界の一部は不適切と考えられる。</li> <li>10haより小さい要素が4箇所、100haより小さい要素が11箇所ある。これらのうちいくつかは、それ自体で追加する価値はほとんどないようである。完全性の観点から、これらの要素の多くはシリアル推薦に含めるには小さすぎ、推薦書の改訂が必要。</li> <li>西表島北部／北西部の重要な河川流域をより多く包含するような小規模な拡張も必要。</li> <li>沖縄島、奄美大島、西表島のいくつかの小規模な構成要素は、必要に応じて、これらの地域を近くの大きな要素に連結するか、推薦地域から除外することが望ましい。</li> </ul>	4 地域 奄美大島 徳之島 沖縄島北部 西表島	下記の作業を進め、その結果を踏まえ、推薦書を修正する。 ①行政及び科学委員会等において推薦地と緩衝地帯の境界について再度精査（精査のポイントについては、以下4地域毎の記載のとおり）。 ②国立公園等の保護地域、推薦地と緩衝地帯の適用関係について再検討。 ③地域関係者との調整 ④境界の修正。  特に200ha以下の7区域（周辺の緩衝地帯）について、連続性の確保の可能性を精査。  大きな推薦区域を2つを分断しているR58、役勝川及びその周辺の普通地域の推薦区域への追加の可能性を検討。  市民・道路管理者・関係機関による、南北に分断された推薦区域の間における動物の移動状況等に関する継続的なモニタリング体制の構築、及び南北の接続性に関する将来構想（必要性なども含む）の検討。  辺戸岳、ネクマチヂ岳周辺の飛び地の取扱について検討。  浦内川、仲良川、その他北部の小河川の流域の推薦区域への追加の可能性を検討。	短期 短期 中長期 短期 短期	環境省 環境省 環境省 環境省 環境省
2b <b>沖縄島のNTA返還地を推薦地に統合</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>沖縄島の北部訓練場返還地の中の重要な地域を含まなければ、「全体性wholeness」は十分とは言えない。</li> <li>NTA返還地の追加候補地を現地視察していないことやそこが新設の保護地域であることを考慮するとIUCNはさらに評価ミッション（＝現地調査）が必要。</li> </ul>	沖縄島北部	7月までに北部訓練場の返還地をやんばる国立公園に編入を行うことから、推薦区域の境界を修正する。	短期	環境省

勧告	評価書の関連する記載	地域	対応事項（案）	短・中・長期別	主担当
2b <b>NTAの残りの地域を推薦資産の全体的計画や管理に統合するために必要な調整メカニズムをさらに発展</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・残っているNTAは米国の管理下に置かれるが、推薦資産に対する重要な実質的緩衝地帯として機能し、景観の連續性に貢献し、主要種の重要な生息地を提供(support)する。</li> <li>・北部訓練場における自然環境保全における協力、特に侵略的外来種駆除及び生物種のモニタリングにおける協力に関して、日本政府と米国政府との間に基本的協力合意書（2016年12月7日付覚書）が存在している。</li> </ul>	沖縄島北部	米国側に情報共有しつつ、外来種対策への協力等日米間の意見交換を継続。	中長期	環境省
2c <b>土地所有者や利用者による推薦資産の戦略的及び日常的な管理への参画を確保</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における生計、利益の分配、権利の観点から見ると、地域関係者が保護地域の設定、管理、推薦プロセスにおいて大きな利益を得てきただことが定着している。例えば、国立公園、地域社会、種々の組織の間で、パトロールやモニタリング支援、固有種の保全、IAS駆除等のための多くの契約がかわされてきた。</li> <li>・研究機関やNGO、NPO、その他の協力者の活動等、推薦資産の保全管理に対して直接あるいは間接的に多くの追加資金が提供されている。これらの活動の中には、優れた環境教育プログラムや普及啓発キャンペーンもある。様々なNGO、NPO、地域社会が、例えば沖縄島北部の印象的なヤンバルクイナ繁殖施設ややんばる学びの森とロッジ等、多くの施設の運営も行っている。</li> </ul>	4 地域	<p>遺産価値や管理に関する関係団体・住民との連携を強化。（外来種対策、希少種対策等の個別課題について、関係団体等と連携した普及啓発や活動支援などの取組・体制を推進）</p> <p>観光客への利用ルールの周知・遵守徹底、協力金・寄付金等の呼びかけ。</p> <p>観光客による協力金や企業による資金提供が保全の取組に充当されるような体制や運営等の検討。 (具体的な例) ・入域料の導入 ・パートナー企業制度の検討 ・協力した企業・団体の承認・ブランド化の検討</p> <p>普及啓発戦略を策定し、対象毎に効果的かつ戦略的な普及啓発を実施するとともに、各主体に対して、遺産価値の保全のための理解の促進、行動をとることを促すこと。 (具体的な例) ・集落毎の説明会、夏休み子ども向けイベント、地域住民を対象としたフォーラム、観光・商工業界への説明、メディアとの連携など</p>	<p>短期</p> <p>中長期</p> <p>中長期</p> <p>中長期</p>	<p>環境省 林野庁 県 市町村</p> <p>環境省 林野庁 県 市町村</p> <p>環境省 林野庁 県 市町村</p> <p>環境省 林野庁 県 市町村</p>
<b>私有地を取得し、保護、統合するため採択された戦略をさらに進めること</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境省と鹿児島県は、公有地を51%から85%まで増加させることを目的として、奄美大島の私有地の購入を進めている。</li> </ul>	奄美大島	<p>買収計画に沿った土地の公有地化の実施</p> <p>取得後の土地管理については、遺産価値を有する固有種の核心的な生息地であることを踏まえ、以下の取組を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生息・生育する動植物の状況把握</li> <li>・状況把握の結果を踏まえた外来種対策の実施</li> <li>・密猟・盗採防止パトロールの強化</li> <li>・上記取組のための林内車道等施設の適切な維持管理</li> <li>・一般利用者の立入制限に関する検討</li> </ul>	短中長期	<p>環境省</p> <p>環境省 鹿児島県</p>

勧告	評価書の関連する記載	地域	対応事項（案）	短・中・長期別	主担当
3 奄美大島ノネコ管理計画の採択及び実施予定等、当該国の侵略的外来種（IAS）の駆除管理の取り組みを評価	<p>・侵略種のフイリマングースは奄美大島及び沖縄島北部において固有種、絶滅危惧種に対して過去に大きな影響を与えてきた。しかし長年継続されてきた極めて強力な賞賛すべき駆除事業により、現在は撲滅に近づいている。</p> <p>・ノネコ及びノラネコ（そして程度は低いがイヌも）も一部の推薦地域の内外で在来種に影響を与えている。徳之島、沖縄島北部、西表では駆除事業が効果を上げているが、奄美大島ではまだである。当該国の追加情報では、駆除事業は緩衝地帯やその周辺に加えてすべての地域に拡大して実施されることが確認。</p>	4 地域	行動計画に基づき、既存の取組を推進。	長期	環境省 林野庁 県 市町村
		奄美大島	<p>ノネコ管理計画に基づく対策の確実な実行。 (具体的な例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ノネコの捕獲・モニタリングの実施</li> <li>・飼い猫の適正飼養のための普及啓発強化、マイクロチップの装着率の向上</li> <li>・モニタリング調査や目標設定を明確にした計画に基づく、ノラネコの T N R 事業の実施</li> </ul>	短中長期	環境省 鹿児島県 市町村
既存のIAS対策事業を、推薦資産の生物多様性に負の影響を与える他のすべての種を対象に拡大	<p>・他にも侵略的な動植物種がすべての島に存在するが、現在のところ、大きな被害は報告されておらず、多くの駆除事業が実施されている。</p>	4 地域	侵略的外来種の生育・生息情報の収集・整理及び対策優先種の検討を行い、関係機関、地方自治体等に情報共有を図る。	短期	環境省 沖縄県
			上記の情報に基づき、全機関による侵略的外来種の防除（普及啓発含む）を推進。その際には、地域住民や地域の関係団体等も参画する取組を検討。	短中期	環境省 林野庁 県 市町村
			<p>意図的・非意図的侵入防止のための管理体制・適正飼養の管理体制の検討など水際対策の検討。 (具体的な例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・普及啓発の強化</li> <li>・空港及び港などの主要な交通経路における各企業と連携した普及啓発も含めた水際措置の実施検討。</li> <li>・核心的地域における靴マット等の運用など、各登山道管理者による、ガイド団体等と連携した、普及啓発も含めた水際措置の実施検討。</li> <li>・各県による、観葉植物やペット昆虫の遺棄・放逐といった意図的な導入について、これまで実施している普及啓発の取組を踏まえ、規制的な手法の導入の検討。</li> <li>・各施設管理者が、農地管理、林道・道路管理、水路管理等における外来種の管理手法を検討とともに、外来種管理を事業に内部化する。</li> </ul>	短中期	環境省 林野庁 県 市町村



評価書で指摘されているその他の課	評価書の関連する記載	場所	対応事項		担当
固有種（例：イリオモテヤマネコ、ヤンバルクイナ、アマミノクロウサギ）の <b>交通事故</b>	・交通事故に関して、近年、すべての島で多くの取り組みが行われ、いくつかの良い結果も出ているが、特にいくつかの公道に沿って交通事故は発生している。	4 地域	交通事故防止に向けた普及啓発強化 情報収集体制・情報共有体制の強化	短中期	環境省 林野庁 県 市町村
			速度超過対策、警察との連携強化	短中期	環境省 林野庁 県 市町村
		奄美大島 徳之島	交通事故が多発している場所とその付近における看板や減速帯等の増設	短中期	環境省 鹿児島県 市町村
		沖縄島北部	情報の一元管理、これらの情報に基づく既存対策の見直し、計画的実施	中期	環境省 沖縄県 市町村
			特に交通事故が連続している西部地区における対策の強化	短中期	環境省 沖縄県 竹富町
			路上侵入防止柵の開発、設置推進	短中期	環境省 沖縄県 竹富町
			イリオモテヤマネコの人馴れを防ぐための観察ルール等の検討	短中期	環境省 沖縄県 竹富町
<b>林道の適正管理</b>	・林道には、少なくとも一時的に（例：夜間）閉鎖されているものも多いが、そうでない林道も多く、密猟者や観光客が森林に入り易くなっている。	4 地域	巡視体制及び林道管理のあり方の検討。	短中期	環境省 林野庁 県 市町村
		沖縄島北部	村営・県営林道の通行規制に関する検討。 村営林道の夜間通行止めの周知徹底。	短中期	沖縄県 3 村

評価書で指摘されているその他の課	評価書の関連する記載	場所	対応事項		担当
野生生物の違法採取（ラン類や甲虫類等の密猟）	<ul style="list-style-type: none"> <li>野生生物の違法採取（例：ラン類、甲虫類）は沖縄島北部では重大な現在の脅威であるが、他の推薦地域にも影響を与えていたかもしれない。</li> <li>巡視やモニタリングは、そのほとんどが環境省や国立公園との様々な契約により、地域社会やNPO、その他関係者等の協力者（パートナー）により行われている。しかし管理機関及びその協力者には法施行の資格はない。例えば密猟者を逮捕したり、推薦資産内の道路でスピード違反取り締まりができるのは警察のみである。このため推薦資産内の巡視の効果は制限され、警察との効果的な協力が必要である。</li> </ul>	4 地域	法・条例の適切な運用方法の検討。 特に警察との協力強化に向けた体制構築。	短中期	環境省 林野庁 県 市町村
			来島者や島民へ規制内容の周知徹底 (レンタカー業者、航空会社、船会社やガイド団体等との連携を含めた周知方法の検討)	短中期	環境省 林野庁 県 市町村
			地域住民も参画する監視体制の構築	短中期	環境省 林野庁 県 市町村
			種の保存法に基づく国内希少野生動植物種の指定や、自治体の希少種保護条例に基づく種指定等を進める。	短中期	環境省 県 市町村
			希少種の分布情報を踏まえた巡視体制の強化などの効果的な違法採取対策を実施。	短中期	環境省 林野庁 県 市町村
			国立公園の指定植物・指定動物の指定検討。	短中期	環境省
管理（職員）体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>他の多くの国と異なり、日本の国立公園レンジャーは基本的に国立公園管理者及び管理補佐として仕事をしており、フィールドで過ごす時間が比較的短い。さらに3年交代制で、すべての国立公園レンジャーは3年毎に他の公園に異動しなければならない。</li> <li>最近に設定された構成要素のいくつかでは、職員配置が不十分である。</li> <li>当該国が提出した追加情報では、資産の管理強化のために、管理に関わる主要組織に職員の追加配置をする意思があることが確認されている。</li> </ul>	4 地域	必要に応じて世界自然遺産に関する定員を要求し、管理体制強化に努める	長期	環境省 林野庁 県 市町村